

# 3 月臨時教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	令和 2 年 3 月 5 日（木） 午後 6 時から	
開催場所	奈良市役所 北棟 3 階 教育委員会室	
出席者	委員	中室教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、岡本委員 【計 5 人出席】
	事務局	黒田補佐、井関、福岡
	理事者	【教育委員会】 中西教育部長、立石教育部次長、岡田教育政策課長、山田教職員課長、水上教職員課長補佐、高橋教職員課人事係長
開催形態	公開（傍聴人 2 人）	
議 題	<p>1 議事</p> <p>議案第 8 0 号 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について</p> <p>議案第 8 1 号 令和 2 年 4 月県費負担教職員の人事について <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">非公開</span></p> <p>議案第 8 2 号 令和 2 年 4 月市費市弁教員の人事について <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">非公開</span></p>	
決定取り纏め事項	<p>1 議事</p> <p>議案第 8 0 号 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第 8 1 号 令和 2 年 4 月県費負担教職員の人事については、可決した。</p> <p>議案第 8 2 号 令和 2 年 4 月市費市弁教員の人事については、可決した。</p>	
担当課	教育委員会 教育政策課	
<b>議事の内容</b>		
教 育 長	皆さんおそろいですので、臨時教育委員会を始めさせていただきます。教育部長、どうぞ。	

教 育 部 長	本日、ご審議いただきます案件につきまして、議事次第にございますとおり、議案第82号「令和2年4月市費支弁教員の人事について」を追加させていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。
教 育 長	分かりました。
教 育 部 長	ありがとうございます。 また、教職員課の案件につきましては、補助員として、課長補佐の水上、係長の高橋の2名を出席させたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。
教 育 長	分かりました。 それでは、事務局から資料の説明をお願いします。
事 務 局	本日の案件のうち、議案第81号及び議案第82号に関する資料につきましては、審議時に配付し、審議終了後回収させていただきます。 議案第80号に関する資料につきましては、事前に配付いたしました資料のとおりです。
教 育 長	本日の委員会は委員全員が出席しておりますので、成立いたします。 ただいまから、3月臨時教育委員会を開催いたします。 本日の会議録署名委員は、岡本委員と柳澤委員でお願いいたします。 それでは、案件に入ります前に、林政行様ほか1名の方から傍聴の申し出がございます。傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして、2名の傍聴券を交付いたしてありますので、報告いたします。 傍聴人の方を傍聴席へご案内ください。 それでは、本日の案件に入ります。 本日の案件は、議事3件です。 本日の案件のうち、議案第81号及び第82号は「人事に関する案件」であるため、非公開として審議すべきであると思ひますが、いかがいたしましょうか。よろしゅうござひますか。
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。 よって、議案第81号、第82号は非公開と決定いたします。 また、本日は臨時教育委員会であるため、案件に関する関係部課長のみ の審議とさせていただきます。 それでは、公開の案件から始めます。 議案第80号「奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について」、 教職員課長、説明願ひます。

令和2年4月1日からの会計年度任用職員制度導入に伴いまして、現在の嘱託・臨時・パートタイム職員は、それぞれ月額、日額、時間額の会計年度任用職員として任用することになりますが、現行の事務専決規程には、会計年度任用職員の任用手続の定めがありません。令和2年4月1日から会計年度任用職員を任用するに当たりまして、任用手続を令和2年3月中に行う必要があるため、任用手続に関する事務専決規程を改正しようとするものでございます。

なお、市長部局における事務専決規程についても、同様の理由により改正される予定となっております。

お手元の資料の最後に、「奈良市教育委員会事務専決規程の改正について（案）」を添付しておりますので、ご覧ください。

改正内容は、主に2点でございます。改正方針のところでございますが、1つ目が、嘱託・臨時・パートタイム職員の事務専決規程内容を会計年度任用職員の事務専決内容に変更する。

2つ目に、教育委員会においては、人事担当課である教職員課が任用を取りまとめるため、任用の決裁は教育長、教育部長、教職員課長が行う。ただし、地域教育課が担当している放課後児童健全育成事業施設（バンビーホーム）に関する職種（放課後児童支援員、放課後児童支援補助者及び巡回支援員）については、現行どおり、任用は地域教育課が行う。これが主な改正点になります。

現行の臨時・パートタイム職員は、任用期間は6月以内となっております。現行の専決規程においては、任用期間が6月を超えない臨時職員の任用については部長専決、1月を超えない臨時職員の任用については課長専決としております。会計年度任用職員は月額、日額、時間額のいずれも1年以内の任用が可能となります。

また、任用手続は教職員課が取りまとめる形になりますので、日額または時間額による報酬が支給されるパートタイム会計年度任用職員の任用については教育部長専決、日額または時間額により報酬が支給される任用期間が1月を超えないパートタイム会計年度任用職員の任用については教職員課長専決として整理をいたしております。

ただし、バンビーホームに関する3つの職種、放課後児童支援員、放課後児童支援補助者及び巡回支援員につきましては、急な退職補充など各バンビーホームとの調整が必要となることが多く、教職員課での集約が困難なことから、現行どおり任用は地域教育課で行います。両課とも教育部ですので、教育部長専決については同じ取扱いになりますが、日額又は時間額により報酬が支給される任用期間が1月を超えないパートタイム会計年度任用職員のうち、放課後児童支援員、放課後児童支援補助者、巡回支援員の任用については、地域教育課長専決としております。以上でございます。

教 育 長

何かご質問ございませんでしょうか。

誰が決裁するかという話なので、極めて事務的な話でございますので、教育委員さんが直接関わっていただくということはないだろうと思いますが、何かお尋ねがございましたら、お願いします。

柳 澤 委 員

事務的な決裁の流れは分かるのですが、前段として、会計年度任用職員制度導入についての上位規程等の概要について、少しご説明いただけませんか。

教 職 員 課 長

現行の嘱託職員や臨時職員、パートタイム職員が会計年度任用職員として、月額、日額、時間額での任用に切り替わることに伴いまして、事務専決規程の中に会計年度任用職員という制度自体がございませんので、臨時職員から置き換え、新たな制度に伴った規程に改正しようというところでございます。

上位規程についてですが、会計年度任用職員制度につきましては、地方公務員法と地方自治法が平成29年度に一部改正されており、令和2年4月1日から施行されることとなっております。この法律改正によりまして、我々が今まで雇っておりました臨時職員や嘱託職員が全て会計年度任用職員となりますので、それに合わせた規程の改正をするものでございます。

改正の趣旨といたしましては、今まで全国の市町村で、臨時職員、嘱託職員、パートタイム職員という制度が、それぞれの市町村で色々な使われ方をされておりました。各市町村によって規程が違ったりいたしておりましたので、いわゆる非正規の方々の身分、任用等の制度を適正に確立するため、国が会計年度任用職員制度を作り、地方自治法と地方公務員法を改正し、処遇等の改善を図ったというところでございます。

柳 澤 委 員

基本的には、処遇の改善になっているという理解をすればよろしいですか。

教 職 員 課 長

はい、そういうことです。

非常勤の方の処遇を改善しようというところで、今まで例えば月額支給しかしていなかったところを、期末手当も支給できるようにしようとか、そういう改善を国が図ろうというところで、地方自治法等の法律を改正し、地方自治体でそれぞれ現行の制度を変えて、導入しようということでございます。

教 育 長

ですから、スタートはそこですね。いわゆる非正規の人たちが、使い勝手のいいように使われないように制度改正がされた。そして、同一労働同一賃金という考え方が、ベースにはあるということですね。奈良市教委だけが何かやろうということではなく、国の法律改正があっ

て、その法律に合わせて、会計年度任用職員制度を導入することについての改正ということですので、よろしゅうございますか。事務専決規程を変えるということで、細かい話になってしまいますが、誰が決裁するかということなのですが、それでよろしゅうございますか。

ほかに、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、ご意見等がないようでございますので、議案第80号「奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について」、採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案どおり可決することに決定いたしました。これで、非公開を除く本日の案件はすべて終了いたしました。傍聴人の方は、ここでご退席をいただきます。

非 公 開 案 件

この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。

教 職 員 課 長

議案第81号「令和2年4月県費負担教職員の人事について」教職員課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

教 職 員 課 長

議案第82号「令和2年4月市費支弁教員の人事について」教職員課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

教 育 長

これで、本日の案件は全て終了いたしました。これをもって、本日の臨時教育委員会を閉会いたします。